## 薩摩川内市伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の8 第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出に関し必要な事項を定めるものと する。

(届出書の提出等)

- 第2条 伐採を行おうとする者(以下「伐採者等」という。)は、森林法施行規則(昭和 26年農林省令第54号)第9条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、市長に伐採及び伐採後の造林の届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)を提出しなければならない。
- 2 届出書の添付書類は次の表に定めるものとする。

	区分	添 付 書 類	備考
1	伐採の計画	伐採計画書 (様式第1号に	必須
		添付)	
2	造林の計画	造林計画書(様式第1号に	必須 (ただ
		[添付]	し、間伐の
			場合は不
			要)
3	伐採箇所の明細が確認できる書類	伐採及び伐採後の造林の届	伐採箇所
		出書(明細)(様式第2号又	が複数あ
		は様式第3号)	る場合
4	伐採地が確認できる書類	伐採箇所がわかる位置図、伐	必須
		採箇所の区域及び面積がわ	
		かる図面、地籍図	
<u>5</u>	届出人者の本人確認ができる書類	住民票、運転免許証、健康保	<u>必須</u>
		険証、年金手帳、個人番号(マ	
		イナンバー)カード(表面)	
		の写しなど	
6	土地所有者が確認できる書類	登記事項証明書	必須
7	現管理者が確認できる書類	伐採及び伐採後の造林届出	土地所有
		書にかかる申請人(所有者)	者(登記名
		の相続人代表者であること	義人) と現
		の申立書 (様式第4号)、伐	管理者が
		採及び伐採後の造林届出書	異なる場
		にかかる申請人(所有者)の	合のみ
		共有名義代表者であること	
		の申立書 (様式第5号)、伐	

		採及び伐採後の造林届出書 にかかる申請人(所有者)の 管理人であることの申立書 (様式第6号)	
8	その他市長が必要と認める書類	・隣接土地所有者と境界確認を行ったことを証する書類(様式第7号) ・自治会や施設管理者等との協議書(様式第8号) ・伐採地及び木材搬出路網が確認できる書類・森林所有者の住民票・土地の売買契約書・立木の売買契約書・分収林契約書	市と場合のみ

(計画の審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、薩摩川内市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

(適合通知等)

第4条 市長は、前条の審査により、届出書に記載された内容が薩摩川内市森林整備計画に適合すると認められる場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(以下、「適合通知書」という。)により、それ以外のときは伐採及び伐採後の届出確認通知書等(以下、「確認通知書等」という。)により伐採者等に通知するものとする。(伐採届旗の設置)

第5条 適合通知書、確認通知書等による通知を受けた伐採者等で伐採面積が0.5ha以上の皆伐(複数回に分けて届出られた伐採で、一体的であると認められるものを含む。)を実施する者は、薩摩川内市伐採届旗設置取扱要領の規定に基づき、当該伐採地の周囲から見やすい場所に薩摩川内市伐採届旗を設置するものとする。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告)

第6条 伐採者等は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第14条の2の規定により、伐採(間伐を除く。)の終わった日及び伐採後の造林の終わった日(当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、当該伐採の終わった日。以下この条において同じ。)からそれぞれ30日以内に当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書(様式第9号及び様式第10号)を提出しなければならない。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。